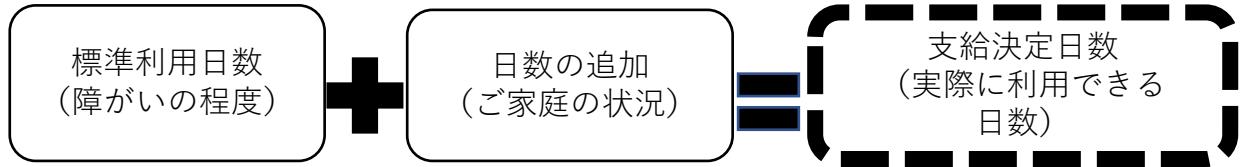


【概要】放課後等デイサービスの利用基準の新設について

令和8年度（2026年度）から、小田原市では放課後等デイサービスの利用日数について、新たに「利用基準」を設けます。これまで、1か月あたりの利用日数に決まりがなく、保護者の皆さまからの申請に応じて利用日数が決まっていました。また、「放課後等デイサービスに空きがなく、支援に必要な日数が利用できない」といった声も市に寄せられていました。

新しい基準は、障がいの程度とご家庭の状況に応じて、利用日数の上限が決まる仕組みです。



新規申請の場合は令和8年4月から、
継続の場合は令和8年度のお子様の受給者証の更新時（誕生月末）から、
順次、新しい基準に基づき利用日数を決定します。

1 標準利用日数の決まり方（障がいの程度）

お子さんは、どの学校・学級に通級していますか？

特別支援学校または特別支援級
(通級指導教室を含む)

通常級

いずれかの障害者手帳はお持ちですか？

いずれかの障害者手帳はお持ちですか？

手帳の有無	標準利用日数	手帳の有無	標準利用日数
(身体) 1級または2級 (精神) 1級 (療育) A 1またはA 2	月23日まで (週5日相当)	(身体) 1級または2級 (精神) 1級 (療育) A 1またはA 2	月20日まで (週4日相当)
(身体) 3級～6級 (精神) 2級～3級 (療育) B 1またはB 2	月20日まで (週4日相当)	(身体) 3級～6級 (精神) 2級～3級 (療育) B 1またはB 2	月15日まで (週3日相当)
手帳なし	月15日まで (週3日相当)	手帳なし	月10日まで (週2日相当)

この標準利用日数で不足する場合は、
ご家庭の状況に応じて、利用日数を増やすことができます。
(次ページをご確認ください)

2 標準利用日数に利用日数を追加する場合（ご家庭の状況）

標準利用量で不足する場合は、次の要件により利用日数を増やすことができます。

条件	日数
① 保護者がともに就労しているため、放課後や休日の利用を必要とする。 ※両親がそれぞれ月60時間以上就労していることが条件です。 <必要資料>保護者の就労証明書	保護者がともに就労している日数 〔最大で月あたり23日まで〕
② 対象児が医療的ケア児または重度心身障害児である。	必要とする日数
③ 同一世帯に障がいの程度の重いきょうだいがいる。 (身体障害1～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)	〔最大で月あたり23日まで〕
④ 保護者が障がいや病気等により介護を必要とする。	
そのほか、市が特別な事情により必要と認める場合。	

3 よくあるご質問

Q1 利用基準が適用されることで、どのような世帯の利用日数が変わってきますか？

A1 主に放課後に保護者の方が障がいのあるお子さまと一緒に過ごせる世帯や、障がいの程度が比較的軽い場合は、原則として利用基準に定められた範囲内の日数でのご利用となります。

Q2 夏休みだけ利用日数を増やすことはできますか？

A2 両親の日頃の就労状況によるため、原則的に長期休み時だけの日数変更是行いません。

Q3 今は仕事をしていませんが、求職期間中は利用日数を増やすことができますか？

A3 求職期間中は、基本的には標準利用日数での利用となります。内定や復職が決まった場合は就労証明書を提出いただき、「就労見込日数」に応じた利用日数に変更することが可能です。

Q4 乳幼児のきょうだいがいるのですが、育児が大変なので利用日数を増やせませんか？

A4 ご家庭の状況はそれぞれ異なるため、一律に利用日数を増やすことはできません。障がいのあるお子さまの特性により、保護者の方が在宅であっても一緒に過ごすことが現実的に危険を伴う場合などは、第三者の意見を踏まえ個別に検討いたします。

Q5 「特別な事情」とはどのような場合であり、どのような書類が必要ですか？

A5 障がいの等級が比較的低い場合でも行動面でトラブルが多い、複数の障がいに応じた療育が必要、環境変化により一時的に不安定、不登校の場合などです。

「特別な事情」は、第三者による「理由書」にもとづき、市が個別で判断します。

第三者とは、①障害児相談支援員、②保育所等訪問支援員、③通所先の放課後等デイサービス事業者です。「理由書」の提出が必要かどうかの判断や詳細については、事前に市障がい福祉課へお問い合わせください。